

# 大衡村小規模工事等契約希望者登録実施要領

## 1 小規模工事等契約希望者登録制度について

- (1) この制度は、村が発注する「小規模工事等」の受注・施工を希望する者に対して積極的に業者選定の対象とすることにより、村内業者（個人事業主）の受注機会の拡大を図り、村内経済の活性化に寄与することを目的とする。
- (2) 小規模工事等の範囲は、村が発注する小規模な建設工事や修繕工事等で、その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なものであり、1件の請負契約でその予定価格が50万円を超えないものとする。
- (3) 契約方法は随意契約として、原則2者以上の見積合わせにより行い、最低価格を提示した者と契約する。
- (4) 施工は、建設工事執行規則及び財務規則、その他関係法令や規則等に基づき信義に従い誠実に履行しなければならない。

なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けは禁止されているので、必ず自ら施工できる範囲の業種（最大4業種）の登録を申請すること。

## 2 登録申請できる者

この制度で登録申請できる者は、大衡村内に主たる事業所又は住所を有して事業を営んでいる者とする。ただし、次の各号に掲げる者の登録申請はできないものとする。

- (1) 大衡村内に主たる営業所・事務所又は住所を有しない者。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (3) 建設工事執行規則及び財務規則に基づく入札参加者名簿（有資格者名簿）に登録されている者
- (4) 申請する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者。  
※例；電気工事、管工事、消防施設工事等
- (5) 村税を滞納している者。

## 3 登録申請の方法

登録申請を希望する者は、登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して申請すること。

- (1) 村税の納税証明書（申請日から3カ月以内に発行されたもの、写し可）
- (2) 申請する工（業）種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (3) その他村長が必要と認める書類

## 4 登録期間及び受付日程

申請の受付及び申請用紙配布の期間、場所は次のとおりとする。ただし、有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とし、その後は2年毎に1回の通常受付及び1年毎の追加変更受付を行うものとする。

受付月日	令和7年1月14日（火）～1月31日（金） ※土、日を除く。
受付場所	大衡村役場 2階 企画財政課
申請書配布月日	令和7年1月7日（火）から村ホームページにおいてダウンロード可能。また、上記受付場所においても配布いたします。

## 5 資格承認及び登録者名簿

申請者の登録承認については、大衡村工事等請負業者審査委員会の審議のうえ承認決定し、小規模工事等契約希望者名簿（以下「登録名簿という。」）に登録するものとする。なお、登録名簿は上記審議会開催日の翌日から契約制度の透明性確保のため閲覧等により一般に公表する。なお、不承認と決定した申請者に対してのみ、その旨を連絡するものとする。ただし、この登録名簿に登録されても指名及び契約を約束するものではない。

## 6 登録事項の変更等

登録名簿に登録された者で、登録事項に変更があった時や事業等を廃止したときは、様式第2号「小規模工事等契約者変更事項変更届・廃止届」を速やかに企画財政課に提出するものとする。

## 7 登録の取消し等

登録名簿に登録されている者が、次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 2の各号に該当するようになった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

## 8 契約履行内容

建設工事を除く契約について、契約金額が10万円を超える場合は請書を、30万円を超える場合は契約書を作成し提出することとし、建設工事の場合は請書又は契約書を作成し提出することとする。なお、現場の施工管理は必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行うものとする。

また、契約締結時に村税に滞納がある場合は、その契約を締結しないことができる。

## 9 請負代金の支払

施工完了後の検査に合格後（手直しがあつた場合はその完了後）、請求に基づき支払いするものとする。支払いは、正当な請求を受けた日から30日以内に行うこととし、前払金や部分払金は支出しないものとする。